

令和２年かすみがうら市議会第１回定例会
市長提出議案集

令和２年３月３日提出

かすみがうら市

目 次

1.	報告第 1 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉 ……………	1～2
2.	報告第 2 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉 ……………	3～4
3.	報告第 3 号	専決処分事項の報告について 〈(仮称) かすみがうら市ウエルネスプラザ整備事業建築 工事請負契約の変更〉 ……………	5～7
4.	承認第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 7 号)〉 ……………	8～16
5.	議案第 1 号	かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制 定について ……………	17
6.	議案第 2 号	かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定に ついて ……………	18
7.	議案第 3 号	かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関 する条例の一部を改正する条例の制定について ……………	19～20
8.	議案第 4 号	かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例の制定について ……………	21～28
9.	議案第 5 号	かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例の制定について ……………	29

10. 議案第 6 号	かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の全部 を改正する条例の制定について	…………… 30～33
11. 議案第 7 号	かすみがうら市農村公園設置及び管理に関する条例を廃 止する条例の制定について	…………… 34
12. 議案第 8 号	令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）	…………… 35～60
13. 議案第 9 号	令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予 算（第 3 号）	…………… 61～67
14. 議案第 10 号	令和元年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 1 号）	…………… 68～74
15. 議案第 11 号	令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 （第 4 号）	…………… 75～82
16. 議案第 12 号	令和 2 年度かすみがうら市一般会計予算	…………… （予算書）
17. 議案第 13 号	令和 2 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	…………… （予算書）
18. 議案第 14 号	令和 2 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	…………… （予算書）
19. 議案第 15 号	令和 2 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	…………… （予算書）
20. 議案第 16 号	令和 2 年度かすみがうら市水道事業会計予算	…………… （予算書）
21. 議案第 17 号	令和 2 年度かすみがうら市下水道事業会計予算	…………… （予算書）

(参考資料)

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表	83～99
・ かすみがうら市行政組織条例 新旧対照表	(83)
・ かすみがうら市印鑑条例 新旧対照表	(83～84)
・ かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 新旧 対照表	(85～87)
・ かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表	(87～97)
かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表	(87～96)
かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表（附則第 2 項関係）	(96)
かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表（附則第 3 項 関係）	(97)
・ かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表	(97～98)
かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表	(97～98)
かすみがうら市旧学校体育施設条例 新旧対照表（附則第 2 項関係）	(98)
・ かすみがうら市農村公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例 新 旧対照表	(98～99)
かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表（附則第 2 項関係）	(98～99)

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

公用車による事故の損害賠償額決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年12月26日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による事故の損害賠償額決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和元年11月11日（月）午後2時50分
- 2 事故発生場所 下稻吉2646－13地先
- 3 相 手 方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 宅地から前面市道を右折するために道路へ出たところ、市道に停車していた相手方車両に接触した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 損害賠償額 267,797円
 - (2) 損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月28日

かすみがうら市長 坪 井 透

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和元年9月5日（木） 午後5時40分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市稲吉南一丁目3508番2地先
- 3 相手方 （住所）
（氏名）
- 4 事故の概要 当該車両が走行中、大雨による冠水のため道路脇の集水桝が埋没していたため、集水桝を通過後、右車輪が落ち、オイルパン等が破損及びオイル抜けによりエンジンを損傷した。
- 5 損害賠償と和解の内容
 - （1） 損害賠償額 67,626円
 - （2） 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月3日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

(仮称)かすみがうら市ウエルネスプラザ整備事業建築工事請負契約の変更に
ついて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定によ
り、次のとおり専決処分する。

令和2年 2月18日

かすみがうら市長 坪 井 透

(仮称) かすみがうら市ウエルネスプラザ整備事業建築工事請負契約の変更に
ついて

(仮称) かすみがうら市ウエルネスプラザ整備事業建築工事にかかる請負の変
更契約を、次のとおり締結する。

- | | |
|---------------|---|
| 1 案 件 名 | (仮称)かすみがうら市ウエルネスプラザ整備事業
建築工事 |
| 2 工 事 場 所 | かすみがうら市宍倉地内 |
| 3 変更前の契約金額 | 164,450,000円 |
| 4 今回変更契約額 | 4,345,000円 増額 |
| 5 変更後の契約金額 | 168,795,000円 |
| 6 契 約 の 相 手 方 | 山本・保特定建設工事共同企業体
代表者 茨城県土浦市東崎町11番5号
株式会社山本工務店
代表取締役 山本 和男 |

構成員 かすみがうら市深谷 7 6 番地 6

株式会社保コーポレーション

代表取締役 北村 万利子

承認第 1 号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和 2 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）

令和元年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,409千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,967,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月3日 専決処分

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		1, 267, 104	8, 278	1, 275, 382
	2 県 補 助 金	456, 355	8, 278	464, 633
20 繰 越 金		253, 376	2, 131	255, 507
	1 繰 越 金	253, 376	2, 131	255, 507
歳 入 合 計		18, 957, 082	10, 409	18, 967, 491

歳 出

(単位 千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費			686, 295	10, 409	696, 704
	1 農	業 費	668, 103	10, 409	678, 512
歳 出 合 計			18, 957, 082	10, 409	18, 967, 491

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,552,142	0	5,552,142
2 地 方 譲 与 税	228,966	0	228,966
3 利 子 割 交 付 金	6,708	0	6,708
4 配 当 割 交 付 金	23,970	0	23,970
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,605	0	21,605
6 地 方 消 費 税 交 付 金	746,253	0	746,253
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	100,000	0	100,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	20,000	0	20,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000	0	14,000
10 地 方 特 例 交 付 金	21,806	0	21,806
11 地 方 交 付 税	4,069,000	0	4,069,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,000	0	7,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	214,460	0	214,460
14 使 用 料 及 び 手 数 料	53,922	0	53,922
15 国 庫 支 出 金	2,184,796	0	2,184,796
16 県 支 出 金	1,267,104	8,278	1,275,382
17 財 産 収 入	18,182	0	18,182
18 寄 附 金	20,044	0	20,044
19 繰 入 金	1,933,998	0	1,933,998
20 繰 越 金	253,376	2,131	255,507
21 諸 収 入	314,550	0	314,550

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1, 885, 200	0	1, 885, 200
歳 入 合 計	18, 957, 082	10, 409	18, 967, 491

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	146,395	0	146,395				
2 総 務 費	2,608,287	0	2,608,287				
3 民 生 費	6,150,482	0	6,150,482				
4 衛 生 費	2,080,935	0	2,080,935				
5 労 働 費	26,274	0	26,274				
6 農 林 水 産 業 費	686,295	10,409	696,704	8,278			2,131
7 商 工 費	811,902	0	811,902				
8 土 木 費	1,538,184	0	1,538,184				
9 消 防 費	1,213,648	0	1,213,648				
10 教 育 費	1,394,394	0	1,394,394				
11 災 害 復 旧 費	10,002	0	10,002				
12 公 債 費	2,260,284	0	2,260,284				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	18,957,082	10,409	18,967,491	8,278			2,131

2歳入

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4農林水産業費 県補助金	46,346	8,278	54,624	1 農業費補助金	8,278	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）
計	456,355	8,278	464,633			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰越金	253,376	2,131	255,507	1 繰越金	2,131	前年度繰越金
計	253,376	2,131	255,507			

3 歳 出
(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 農業振興費	37, 022	10, 409	47, 431	8, 278			2, 131	19 負担金、補助及び交付金	10, 409	09 農業振興事業 19 強い農業・担い手づくり総合支援助成金（被災農業者支援型） 10, 409
計	668, 103	10, 409	678, 512	8, 278			2, 131			

議案第 1 号

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例

かすみがうら市行政組織条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号に次のように加える。

キ 商業及び工業に関すること。

ク 労政に関すること。

第 3 条第 5 号中イ及びウを削り、エをイとし、オからケまでをウからキまでとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例

かすみがうら市印鑑条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 0 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

（２） 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 6 条第 1 項第 3 号中「通称が記録」を「通称の記載が」に改める。

第 1 1 条第 1 項第 3 号中「後見開始の審判の通知を受けた」を「意思能力を有しない者となった」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市印鑑条例の規定は、令和元年 1 2 月 1 4 日から適用する。

議案第 3 号

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
の一部を改正する条例

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 0 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次のただし書を加える。

ただし、第 8 条第 3 項に規定する手続を経た事業主等は、この限りでない。

第 8 条第 2 項中「（以下「申請者」という。）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条の規定による許可を受けて、市街化区域内又は同法第 1 2 条の 4 第 1 項第 1 号の規定による地区計画の区域内において行う事業について第 1 項の許可を受けようとする事業主等は、前項各号に掲げる事項を記載した申請書に都市計画法第 3 5 条第 2 項の規定による開発許可の通知の文書並びに規則で

定める書類及び図面並びに都市計画法第35条第2項の規定による開発許可の通知を添付して市長に提出しなければならない。

第9条中「申請者」を「前条第1項の許可を受けようとする事業主等（以下「申請者」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のかすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定により着手している土地の埋立て等については、なお従前の例による。

議案第 4 号

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 7 年かす
みがうら市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例

第 1 条中「（以下「交流センター」という。）」の次に「及び交流センター
に附属する施設（以下「附属施設」という。）」を加える。

第 2 条中「交流センター」の次に「及び附属施設」を加える。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 附属施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
----	----

歩崎栈橋	かすみがうら市坂地先霞ヶ浦湖岸
古民家江口屋	かすみがうら市坂 8 9 5 番地 1

第 4 条の見出し中「施設」の次に「の種類」を加え、同条第 1 項中「に、次の施設を設ける」を「の施設の種類の、次のとおりとする」に改める。

第 20 条を第 23 条とする。

第 19 条の見出し中「読み替え」を「読替え」に改め、同条中「第 7 条から第 14 条まで」を「第 8 条から第 17 条まで」に、「第 7 条中「第 4 条の施設」」を「第 8 条中「第 4 条第 1 項第 3 号及び第 5 条（第 2 項第 4 号を除く。）の施設」」に改め、「調理実習室」の次に「、係留栈橋、多目的栈橋、宿泊室（和室）、宿泊室（洋室）及び共用スペース」を加え、「第 8 条及び第 9 条」を「第 9 条から第 11 条までの規定」に、「第 10 条見出しにおいて」を「第 12 条の見出し中」に、「第 10 条中」を「同条中」に、「第 11 条」を「第 13 条」に、「第 12 条」を「「市長は、第 1 項に定める場合のほか、同項各号に掲げる基準に相応する特別の理由があると認めるとき」とあるのは「指定管理者は、第 1 項に定める場合のほか、同項各号に掲げる基準に相応する特別の理由があると認め、市長の承認を得たとき」と、第 14 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料は」とあるのは「利用料金は」と、「第 12 条に規定する使用料」とあるのは「第 21 条第 2 項の規定により指定管理者が定める利用料金」と、第 15 条」に、「第 13 条」を「第 16 条」に、「第 14 条中」を「第 17 条中」に改め、同条を第 22 条とする。

第 18 条中「第 16 条」を「第 19 条」に改め、「交流センター」の次に「及び附属施設」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 利用料金は、第 12 条の規定にかかわらず、別表に定める額を基準に、0.

5 を乗じて得た額から 1. 5 を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めるとき又は変更する

ときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

第18条を第21条とする。

第17条第7号を同条第9号とし、同条第6号中「免除」を「減免」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加え、同条を第20条とする。

(5) 歩崎栈橋の使用許可及び運営に関する業務

(6) 古民家江口屋の使用許可及び運営に関する業務

第16条中「交流センター」の次に「及び附属施設」を加え、同条を第19条とする。

第15条中「交流センター」の次に「及び附属施設」を加え、同条を第18条とする。

第14条中「交流センター」の次に「若しくは附属施設」を加え、「第8条」を「第9条」に改め、同条を第17条とする。

第13条第1号中「交流センター」の次に「又は附属施設」を加え、同条第2号中「交流センター」の次に「及び附属施設」を加え、同条を第16条とする。

第12条中「交流センター」の次に「又は附属施設」を加え、同条を第15条とする。

第11条を次のように改め、同条を第13条とする。

(使用料の減免)

第13条 次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、使用者の申請に応じ、前条の規定による別表に掲げる使用料を免除し、又はその2分の1の額を減額することができる。

(1) 免除することができる基準

ア 市の機関が主催し、行政施策及び事務事業の遂行のために利用するとき。

イ 市以外の官公署が、市政に関連した目的により利用するとき。

ウ 市内の各種団体が、市の行政活動への協力を目的として利用するとき。

(2) 減額することができる基準

ア 市の機関が後援、協力又は協賛するとき。

2 市長は、第1項に定める場合のほか、同項各号に掲げる基準に相応する特別の理由があると認めるときは、前項の規定に準じ使用料を免除し、又は減額することができる。

3 前項までの規定により算出して得た1件あたりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、この端数金額を切り捨てるものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

(営利を目的とする場合の使用料の割増)

第14条 指定管理者以外の者が営利を目的として使用することができる施設における当該使用に係る使用料は、前2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 個人又は団体が営利を目的として使用する場合 第12条に規定する使用料の2倍の額

(2) 前号の場合において、物品等の販売、入場料の徴収等を行う場合 第12条に規定する使用料の5倍の額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、使用者のうち一部の者が当該使用における他の使用者から報酬（これに類するものを含む。）を徴収する場合 前2号との権衡を考慮し規則で定める額

第10条中「かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第43号。以下「使用料条例」という。）又は」を削り、同条を第12条とする。

第9条の見出し中「入館」の次に「及び入場」を加え、同条中「センターへの入館」を「交流センター若しくは附属施設への入館若しくは入場」に、「セ

ンターからの退館」を「交流センター若しくは附属施設からの退館若しくは退場」に改め、同条を第 11 条とする。

第 8 条第 4 号中「交流センター」の次に「又は附属施設」を加え、同条を第 9 条とする。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(行為の禁止)

第 10 条 何人も、交流センター又は附属施設においては、次に掲げる行為をしてはならない

- (1) 施設の機能を妨げ、又は施設を損傷し、若しくは汚損すること。
- (2) 無断で附属施設に立ち入ること。
- (3) その他市長が施設の管理上支障があると認める行為をすること。

第 7 条第 1 項中「第 4 条（第 4 号を除く。）」を「第 4 条第 1 項第 3 号及び第 5 条（第 1 項第 1 号及び第 2 項第 4 号を除く。）」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「交流センター」の次に「及び附属施設」を加え、「は及び」を「及び」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「交流センターは」を「交流センター及び附属施設は」に改め、同条第 3 号中「観光振興」の次に「及び産業振興」を加え、同条第 4 号中「その他」を削り、「交流センター」の次に「及び附属施設」を加え、同条を同条第 7 号とし、同条第 3 号の次に次の 3 号を加える。

- (4) 体験型観光に関する事業
- (5) 移住及び定住の促進に関する事業
- (6) コミュニティーの推進に関する事業

第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(附属施設の種類)

第5条 歩崎棧橋の施設の種類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 係留棧橋
- (2) 多目的棧橋

2 古民家江口屋の施設の種類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊室（和室A・B）
- (2) 宿泊室（洋室A・B）
- (3) 共用スペース
- (4) 浴室

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

区分		使用料		備考
調理実習室	市内に住所を有する者	2 4 0 円		1 時間当たり
	上記以外の者	3 6 0 円		1 時間当たり
シャワー室		2 0 0 円		1 5 分当たり
歩崎棧橋		貸切による使用の場合	2, 0 0 0 円	4 時間未満
			4, 0 0 0 円	4 時間以上 8 時間未満
		上記以外の場合	5 0 0 円	係留 1 回 1 艇当たり
古民家江口屋				
宿泊室（和室 A・B、	市内に住所を有する者	大人	5, 0 0 0 円	1 泊 1 人当たり
		小人	3, 0 0 0 円	

洋室A・ B)	上記以外の者	大人 7,500円 小人 4,500円	1泊1人当たり
宿泊貸切	市内に住所を有する者	16,000円	宿泊室の使用料に加 算するものとする。
	上記以外の者	24,000円	
共用ス ペース	市内に住所を有する者	800円	1時間当たり
	上記以外の者	1,200円	1時間当たり
浴室		大人 220円 小人 110円	1回1人当たり（宿 泊に伴う使用の場合は、 1泊1人当たり）

備考

- 調理実習室若しくは古民家江口屋の共用スペースを団体が使用する場合又は古民家江口屋を団体が宿泊貸切により使用する場合の区分は、当該使用の申請を行う者の区分によるものとする。
- 「小人」とは、小学生以下の者をいう。
- 乳児（1歳に満たない者をいう。）の使用料は、無料とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）
- かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年かすみがうら市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第23号中「かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例」を「かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例」に改める。

（かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正）

- かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがう

ら市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

別表交流センターの項を削る。

議案第 5 号

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成 2 8 年かすみ
がうら市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表に次のように加える。

かすみがうら市歴史博物館収蔵施設	かすみがうら市安食 2 2 3 5 番地
------------------	----------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（かすみがうら市旧学校体育施設条例の一部改正）
- 2 かすみがうら市旧学校体育施設条例（平成 2 8 年かすみがうら市条例第 1
5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表旧安飾小学校屋内体育施設の項を削る。

議案第 6 号

かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する
条例の制定について

かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市空き家等対策の推進に関する条例

かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例（平成 2 5 年かすみがうら市条例第 3 1 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空き家等の適切な管理及び活用並びに空き家等の発生の予防に関し必要な事項を定めることにより、本市の空き家等対策を総合的に推進し、もって良好な生活環境の保全及び安全で安心のできるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「空き家等の所有者等」とは、法第 3 条に規定する空き家等の所有者又は管理者をいう。

3 この条例において「跡地の所有者等」とは、法第6条第2項第5号に規定する除却した空家等に係る跡地の所有者若しくは管理者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等又は跡地の所有者等は、空家等及び空家等の跡地が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任と負担において、定期的にこれらの状態を点検し、必要に応じて建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。第10条において同じ。）の修繕又は撤去、門扉等の施錠、敷地内の除草、樹木の剪定その他の必要な措置を講じ、常に適切な管理に努めなければならない。

2 空家等の所有者等又は跡地の所有者等は、空家等又は空家等の跡地を積極的に活用するよう努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、法第6条第1項の規定による空家等対策計画を定め、空家等の適切な管理に関する啓発、空家等及び空家等の跡地の活用の促進並びに新たな空家等の発生の防止に必要な施策（次条から第7条までにおいて「空家等に関する施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(事業者の責務)

第5条 空家等又は空家等の跡地の活用に係る事業を行うもの（第7条において「事業者」という。）は、空家等に関する施策に協力するとともに、空家等又は空家等の跡地の活用又は流通の促進に努めなければならない。

(市民等の役割)

第6条 市民は、空家等が及ぼす生活環境への影響の重大さに鑑み、空家等に関する施策に協力するものとする。

2 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者（次条において「市民等」という。）は、特定空家等となるおそれのある空家等があると認めるときは、

速やかに市にその情報を提供するものとする。

(相互の協力)

第7条 空家等の所有者等、跡地の所有者等、市、事業者及び市民等は、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に密接な連携を図るものとする。

(空家等に関する正確な情報の把握)

第8条 市長は、空家等の情報を管理するデータベースの整備その他の空家等に関する正確な情報を把握するための必要な措置を講ずるものとする。

(空家等に対する助言等)

第9条 市長は、空家等（特定空家等を除く。）が周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な助言、指導又は勧告を行うことができる。

(空家等の発生の予防)

第10条 建築物を所有し、又は管理するものは、当該建築物について老朽化、未登記その他の将来空家等となる原因となり得る事実があると認めるときは、当該建築物が空家等とならないようにするため、建築物の改修、登記その他の適切な措置を講ずるとともに、賃貸、譲渡その他の方法により当該建築物を有効に活用するよう努めるものとする。

(応急措置)

第11条 市長は、空家等がそのまま放置されると地域住民の生命、身体又は財産に危害が及ぶことが明らかな場合で、緊急を要するとき又は空家等の所有者等が判明しないときは、当該地域住民の生命、身体又は財産への危害を避けるために必要な最小限の応急の措置（空家等の屋根瓦、外壁その他の破損部分等を防護するためのネット、空家等のブロック塀その他の破損部分等の倒壊を防止するための柵等の設置その他の必要な措置をいう。）を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた場合において、当該空家等の所有者等が判明

しているときは、当該空家等の所有者等から当該措置に要した費用を請求することができる。当該措置を講じた後に当該空家等の所有者等が判明したときも、また同様とする。

（関係機関への要請）

第12条 市長は、空家等又は空家等の跡地に係る防犯その他の目的のため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な措置を要請するものとする。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前のかすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、法又はこの条例による改正後のかすみがうら市空家等対策の推進に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 7 号

かすみがうら市農村公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

かすみがうら市農村公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市農村公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例

かすみがうら市農村公園設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 1 5 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）

2 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成 1 9 年かすみがうら市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 1 3 号を削り、第 1 4 号を第 1 3 号とし、第 1 5 号から第 3 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

議案第8号

令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）

令和元年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ392,787千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,360,278千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年3月3日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 地 方 譲 与 税		228,966	△1,000	227,966
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	66,000	△8,000	58,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	160,000	7,000	167,000
3 利 子 割 交 付 金		6,708	△2,308	4,400
	1 利 子 割 交 付 金	6,708	△2,308	4,400
6 地 方 消 費 税 交 付 金		746,253	△39,840	706,413
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	746,253	△39,840	706,413
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		20,000	12,947	32,947
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	20,000	12,947	32,947
10 地 方 特 例 交 付 金		21,806	62,671	84,477
	1 地 方 特 例 交 付 金	15,000	17,581	32,581
	2 子 ども ・ 子 育 て 支 援 臨 時 交 付 金	6,806	45,090	51,896
11 地 方 交 付 税		4,069,000	412,322	4,481,322
	1 地 方 交 付 税	4,069,000	412,322	4,481,322
13 分 担 金 及 び 負 担 金		214,460	△65,139	149,321
	1 負 担 金	214,460	△65,139	149,321
15 国 庫 支 出 金		2,184,796	38,581	2,223,377
	1 国 庫 負 担 金	1,573,680	△23,865	1,549,815
	2 国 庫 補 助 金	599,970	62,446	662,416
16 県 支 出 金		1,275,382	△39,436	1,235,946
	1 県 負 担 金	615,632	△19,477	596,155
	2 県 補 助 金	464,633	△15,170	449,463

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 県 委 託 金	100,779	△3,971	96,808
	4 県 交 付 金	94,338	△818	93,520
17 財 産 収 入		18,182	819	19,001
	2 財 産 売 払 収 入	2	819	821
19 繰 入 金		1,933,998	△597,811	1,336,187
	1 基 金 繰 入 金	1,933,995	△640,234	1,293,761
	2 特 別 会 計 繰 入 金	3	42,423	42,426
20 繰 越 金		255,507	707,967	963,474
	1 繰 越 金	255,507	707,967	963,474
21 諸 収 入		314,550	△186	314,364
	5 雑 入	276,335	△186	276,149
22 市 債		1,885,200	△96,800	1,788,400
	1 市 債	1,885,200	△96,800	1,788,400
歳 入 合 計		18,967,491	392,787	19,360,278

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		146,395	△673	145,722
	1 議 会 費	146,395	△673	145,722
2 総 務 費		2,608,287	439,322	3,047,609
	1 総 務 管 理 費	2,253,015	451,998	2,705,013
	2 徴 税 費	223,813	△8,563	215,250
	4 選 挙 費	29,705	△4,233	25,472
	5 統 計 調 査 費	7,814	120	7,934
3 民 生 費		6,150,482	△50,256	6,100,226
	1 社 会 福 祉 費	3,098,180	△12,876	3,085,304
	2 児 童 福 祉 費	2,495,776	△37,380	2,458,396
4 衛 生 費		2,080,935	△14,814	2,066,121
	1 保 健 衛 生 費	2,080,935	△14,814	2,066,121
6 農 林 水 産 業 費		696,704	△11,565	685,139
	1 農 業 費	678,512	△10,937	667,575
	2 林 業 費	14,139	△628	13,511
7 商 工 費		811,902	27,331	839,233
	1 商 工 費	811,902	27,331	839,233
8 土 木 費		1,538,184	△101,872	1,436,312
	2 道 路 橋 梁 費	495,879	△95,281	400,598
	4 都 市 計 画 費	941,015	△6,591	934,424
9 消 防 費		1,213,648	△13,908	1,199,740
	1 消 防 費	1,213,648	△13,908	1,199,740

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		1, 394, 394	126, 722	1, 521, 116
	1 教 育 総 務 費	226, 093	△3, 250	222, 843
	2 小 学 校 費	431, 310	108, 713	540, 023
	3 中 学 校 費	290, 960	28, 384	319, 344
	4 社 会 教 育 費	293, 098	△3, 125	289, 973
	5 保 健 体 育 費	152, 933	△4, 000	148, 933
12 公 債 費		2, 260, 284	△7, 500	2, 252, 784
	1 公 債 費	2, 260, 284	△7, 500	2, 252, 784
歳 出 合 計		18, 967, 491	392, 787	19, 360, 278

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	複合型健康福祉拠点施設整備事業（政策）	99,364
6 農林水産業費	1 農業費	畜産振興事業（政策）	2,113
10 教育費	2 小学校費	小学校施設維持管理事業（政策）	5,016
		小学校コンピューター設置事業（政策）	67,495
		小学校施設耐震促進事業（政策）	42,702
	3 中学校費	中学校コンピューター設置事業（政策）	30,956
合 計			247,646

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
かすみがうら市交流センター指定管理料	令和2年度から 令和5年度まで	34,860	令和2年度から 令和3年度まで	52,264

第 4 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
複合型健康福祉拠点施設整備事業債	600,200	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	436,200	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
神立駅周辺整備事業債	198,400				196,500			
神立停車場線整備事業債	32,500				30,900			
旧安飾小学校施設用途変更事業債	11,800				0			
小学校施設非構造部材耐震対策事業債	0				28,400			
市立小学校校内ネットワーク整備事業債	0				34,100			
市立中学校校内ネットワーク整備事業債	0				15,700			
霞ヶ浦南小学校施設整備事業債	0				4,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,552,142	0	5,552,142
2 地方譲与 税	228,966	△1,000	227,966
3 利子割交付 金	6,708	△2,308	4,400
4 配当割交付 金	23,970	0	23,970
5 株式等譲渡所得割交付 金	21,605	0	21,605
6 地方消費税交付 金	746,253	△39,840	706,413
7 ゴルフ場利用税交付 金	100,000	0	100,000
8 自動車取得税交付 金	20,000	12,947	32,947
9 環境性能割交付 金	14,000	0	14,000
10 地方特例交付 金	21,806	62,671	84,477
11 地方交付 税	4,069,000	412,322	4,481,322
12 交通安全対策特別交付 金	7,000	0	7,000
13 分担金及び負担 金	214,460	△65,139	149,321
14 使用料及び手数 料	53,922	0	53,922
15 国庫支出 金	2,184,796	38,581	2,223,377
16 県 支 出 金	1,275,382	△39,436	1,235,946
17 財 産 収 入	18,182	819	19,001
18 寄 附 金	20,044	0	20,044
19 繰 入 金	1,933,998	△597,811	1,336,187
20 繰 越 金	255,507	707,967	963,474
21 諸 収 入	314,550	△186	314,364

(単位 千円)

款		補正前の額	補正額	計
22 市	債	1, 885, 200	△96, 800	1, 788, 400
歳	入	18, 967, 491	392, 787	19, 360, 278
合 計				

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	146,395	△673	145,722				△673		
2 総 務 費	2,608,287	439,322	3,047,609	△2,792	△164,000	119,032	487,082		
3 民 生 費	6,150,482	△50,256	6,100,226	△57,500			7,244		
4 衛 生 費	2,080,935	△14,814	2,066,121				△14,814		
5 労 働 費	26,274	0	26,274						
6 農 林 水 産 業 費	696,704	△11,565	685,139	△3,946			△7,619		
7 商 工 費	811,902	27,331	839,233			27,883	△552		
8 土 木 費	1,538,184	△101,872	1,436,312		△3,500		△98,372		
9 消 防 費	1,213,648	△13,908	1,199,740			△3,210	△10,698		
10 教 育 費	1,394,394	126,722	1,521,116	63,383	70,700	11,800	△19,161		
11 災 害 復 旧 費	10,002	0	10,002						
12 公 債 費	2,260,284	△7,500	2,252,784				△7,500		
13 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	18,967,491	392,787	19,360,278	△855	△96,800	155,505	334,937		

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	66,000	△8,000	58,000	1 地方揮発油譲与税	△8,000	地方揮発油譲与税
計	66,000	△8,000	58,000			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

1 自 動 車 重 量 譲 与 税	160,000	7,000	167,000	1 自動車重量譲与税	7,000	自動車重量譲与税
計	160,000	7,000	167,000			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

1 利 子 割 交 付 金	6,708	△2,308	4,400	1 利 子 割 交 付 金	△2,308	利子割交付金
計	6,708	△2,308	4,400			

(款) 6 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

1 地 方 消 費 税 交 付 金	746,253	△39,840	706,413	1 地方消費税交付金	△39,840	地方消費税交付金
計	746,253	△39,840	706,413			

(款) 8 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	20,000	12,947	32,947	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	12,947	自動車取得税交付金
計	20,000	12,947	32,947			

(款) 10 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

1 地 方 特 例 交 付 金	15,000	17,581	32,581	1 地方特例交付金	17,581	地方特例交付金
計	15,000	17,581	32,581			

(款) 10 地方特例交付金

(項) 2 子ども・子育て支援臨時交付金

1 子ども・子育て支援 臨 時 交 付 金	6,806	45,090	51,896	1 子ども・子育て支 援 臨 時 交 付 金	45,090	子ども・子育て支援臨時交付金
計	6,806	45,090	51,896			

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地 方 交 付 税	4,069,000	412,322	4,481,322	1 地 方 交 付 税	412,322	普通交付税
-------------	-----------	---------	-----------	-------------	---------	-------

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	4,069,000	412,322	4,481,322			

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

1 民 生 費 負 担 金	214,460	△65,139	149,321	2 児童福祉費負担金	△65,139	市立保育所保育料 私立保育園保育料 管外保育所保育料 延長保育保育料	△24,096 △38,930 △1,181 △932
計	214,460	△65,139	149,321				

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,573,680	△23,865	1,549,815	2 児童福祉費負担金	△20,974	児童手当交付金 教育・保育給付費負担金 児童入所施設措置費等国庫負担金 施設等利用給付費負担金	△20,349 13,612 △2,503 △11,734
				3 児 童 扶 養 手 当 給 付 費 負 担 金	△1,759	児童扶養手当給付費負担金	
				5 国 民 健 康 保 険 事 業 費 負 担 金	△1,132	保険基盤安定負担金	
計	1,573,680	△23,865	1,549,815				

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	319,145	1,583	320,728	1 総 務 費 補 助 金	1,583	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (総務省) 地方創生推進交付金	2,391 △808
2 民生費国庫補助金	117,898	△2,520	115,378	2 児童福祉費補助金	△2,520	高等職業訓練促進給付金等事業費補助金	
8 教育費国庫補助金	38,511	63,383	101,894	1 小学校費補助金	48,155	学校施設環境改善交付金	
				2 中学校費補助金	15,228	学校施設環境改善交付金	
計	599,970	62,446	662,416				

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民 生 費 県 負 担 金	615,632	△19,477	596,155	2 児童福祉費負担金	△11,371	児童手当交付金	△4,252
-----------------	---------	---------	---------	------------	---------	---------	--------

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
(1 民 生 費 県 負 担 金)						児童入所施設措置費等県負担金 △1,252 施設等利用給付費負担金 △5,867
				4 国 民 健 康 保 険 事 業 費 負 担 金	△2,645	保険基盤安定負担金
				5 後期高齢者医療事 業 費 負 担 金	△5,461	後期高齢者保険基盤安定負担金
計	615,632	△19,477	596,155			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総 務 費 県 補 助 金	68,438	△404	68,034	1 総務管理費補助金	△404	地方創生移住支援等補助金
2 民 生 費 県 補 助 金	283,227	△11,638	271,589	4 児童福祉費補助金	△11,638	保育対策総合支援事業費補助金
4 農 林 水 産 業 費 県 補 助 金	54,624	△3,128	51,496	1 農 業 費 補 助 金	△2,500	家畜排せつ物農外利用等促進事業補助金
				2 林 業 費 補 助 金	△628	一般造林事業補助金 △128 身近なみどり整備推進事業費補助金 △500
計	464,633	△15,170	449,463			

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

1 総 務 費 県 委 託 金	98,886	△3,971	94,915	2 選 挙 費 委 託 金	△3,971	参議院議員通常選挙委託金
計	100,779	△3,971	96,808			

(款) 16 県支出金

(項) 4 県交付金

3 農 林 水 産 業 費 県 交 付 金	91,616	△818	90,798	1 農 業 費 交 付 金	△818	多面的機能支払事業費 △228 多面的事業推進事業費 △590
計	94,338	△818	93,520			

(款) 17 財産収入

(項) 2 財産売却収入

1 財 産 売 払 収 入	1	819	820	1 不 動 産 売 払 収 入	819	不動産売却収入
計	2	819	821			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1財政調整基金繰入金	833,371	△295,824	537,547	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△295,824	財政調整基金
3地 域 づ く り 基 金 繰 入 金	273,680	△17,696	255,984	1 地 域づくり基金 繰 入 金	△17,696	企業立地促進事業 27,272 まちづくりファンド助成事業 △44,968
5公共施設等整備基金 繰 入 金	57,256	173,286	230,542	1 公共施設等整備基 金 繰 入 金	173,286	第1常陸野公園管理運営事業 △2,514 埋蔵文化財事業 11,800 複合型健康福祉拠点施設整備事業 164,000
6減 債 基 金 繰 入 金	600,000	△500,000	100,000	1 減 債 基金繰入金	△500,000	市債元利償還金
計	1,933,995	△640,234	1,293,761			

(款) 19 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

2後期高齢者医療特別 会 計 繰 入 金	1	2,493	2,494	1 後期高齢者医療特 別 会 計 繰 入 金	2,493	後期高齢者医療特別会計繰入金
3介護保険特別会計繰 入 金	1	39,930	39,931	1 介護保険特別会計 繰 入 金	39,930	介護保険特別会計繰入金
計	3	42,423	42,426			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰 越 金	255,507	707,967	963,474	1 繰 越 金	707,967	前年度繰越金
計	255,507	707,967	963,474			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

7雑 入	240,066	△186	239,880	1 雑 入	△186	公立保育所給食費 3,024 消防団員退職報償金 △3,210
計	276,335	△186	276,149			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

1総 務 債	779,700	△164,000	615,700	1 複合型健康福祉拠 点施設整備事業債	△164,000	複合型健康福祉拠点施設整備事業債
4土 木 債	300,400	△3,500	296,900	2 都 市 計 画 事 業 債	△3,500	神立駅周辺整備事業債 △1,900 神立停車場線整備事業債 △1,600

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 教 育 債	40,100	70,700	110,800	2 旧安飾小学校施設 用途変更整備事業 債	△11,800	旧安飾小学校施設用途変更事業債
				5 小学校施設耐震促 進 事 業 債	28,400	小学校施設非構造部材耐震対策事業債
				8 校内通信ネットワ ーク 整 備 事 業 債	49,800	市立小学校校内ネットワーク整備事業債 34,100 市立中学校校内ネットワーク整備事業債 15,700
				9 小学校施設整備事 業 債	4,300	霞ヶ浦南小学校施設整備事業債
計	1,885,200	△96,800	1,788,400			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議 会 費	146, 395	△673	145, 722				△673	14 使用料 及 び 賃借料	△673	02 市議会運営事業 14 議会専用車借上げ料	△673
計	146, 395	△673	145, 722				△673				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理 費	853, 320	16, 096	869, 416				16, 096	3 職 員 手当等	16, 096	01 職員等人件費 3 退職手当特別負担金	16, 096 16, 096
2 広聴広報 費	59, 244	△44, 968	14, 276			△44, 968		19 負担金 、補助 及 び 交付金	△44, 968	03 市民活動支援事業（政策） 19 まちづくりファンド助成事 業補助金	△44, 968 △44, 968
5 会計管理 費	4, 322	△1, 016	3, 306				△1, 016	7 賃 金 12 役務費	△316 △700	02 会計管理事業 7 臨時職員賃金 12 手数料	△1, 016 △316 △700
6 財産管理 費	861, 972	495, 578	1, 357, 550		△164, 000	164, 000	495, 578	11 需用費	△1, 650	02 霞ヶ浦庁舎財産管理事業 11 燃料費	△1, 682 △450
								12 役務費	△250		
								13 委託料	△1, 532	11 光熱水費	△700
								18 備 品 購入費	△990	13 樹木等管理委託	△532
								25 積立金	500, 000	03 千代田庁舎等財産管理事業 11 燃料費 12 保険料 18 公用車	△1, 740 △500 △250 △990
7 企 画 費	98, 432	△8, 226	90, 206				△8, 226	13 委託料 15 工 事 請負費	△5, 526 △2, 700	07 基金運用事業 25 地域づくり基金積立金	500, 000 500, 000
										09 旧小学校施設管理事業 13 施設警備委託 13 草刈作業委託 13 電気工作物保守委託 13 浄化槽保守委託	△1, 000 △100 △400 △200 △300
										10 複合型健康福祉拠点施設整備事 業（政策） （財源振替）	
										03 企画調整事業（政策） 13 人口ビジョン・総合戦略策 定支援業務委託 13 中心市街地土地利用基本構 想策定調査業務委託 13 スマート I C 関連土地利用 基本構想策定調査業務委託	△8, 226 △1, 386 △1, 370 △2, 770

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
(7企 画 費)										15 歩崎公園誘導サイン整備工 事 △2,700
11 情報管理 費	176,390	△2,839	173,551	2,391			△5,230	13 委託料	△2,409	04 基幹系電算システム管理事業 13 システム改修業務委託 14 機器借上料 △2,409 △430
								14 使用料 及 び 賃借料	△430	
14 諸 費	7,309	△2,627	4,682	△1,212			△1,415	8 報償費	△227	13 移住定住・結婚支援事業（政策 ） 8 成立記念品 19 移住支援事業費補助金 19 地方創生移住支援金 △2,627 △227 △800 △1,600
								19 負担金 、補助 及 び 交付金	△2,400	
計	2,253,015	451,998	2,705,013	1,179	△164,000	119,032	495,787			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

2賦 課 費	70,366	△8,563	61,803				△8,563	13 委託料	△8,563	04 固定資産適正評価事業 13 土地評価資料整備業務委託 13 不動産鑑定評価委託 13 税務資料整備業務委託 △8,563 △444 △8,087 △32
計	223,813	△8,563	215,250				△8,563			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

1選挙管理 委員会費	836	△262	574				△262	14 使用料 及 び 賃借料	△262	02 選挙管理委員会事業 14 海区選挙システム使用料 △262
2参議院議 員通常選 挙 費	28,869	△3,971	24,898	△3,971				1 報 酬 3 職 員 手当等 9 旅 費 11 需用費 12 役務費	△158 △1,910 △4 △1,369 △530	01 職員等人件費 3 時間外勤務手当 3 管理職員特別勤務手当 02 参議院議員通常選挙事業 1 委員等報酬 9 委員等費用弁償 11 消耗品費 11 食糧費 11 光熱水費 12 電話料 12 通信運搬費 12 手数料 △1,910 △1,476 △434 △2,061 △158 △4 △1,351 △10 △8 △1 △42 △487
計	29,705	△4,233	25,472	△3,971			△262			

(款) 2 総務費				(項) 5 統計調査費					(単位 千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額			
				国県支出金	地 方 債					そ の 他	
2 基幹統計費	7,434	120	7,554				120	1 報 酬	120	02 基幹統計調査事業 1 統計調査員報酬	120 120
計	7,814	120	7,934				120				

(款) 3 民生費				(項) 1 社会福祉費							
1 社会福祉総務費	742,117	△4,376	737,741	△3,777			△599	28 繰出金	△4,376	13 国民健康保険特別会計繰出事業	△4,376
										28 国民健康保険特別会計繰出金	△4,376
6 老人医療費	519,187	△9,000	510,187	△5,461			△3,539	19 負担金、補助及び交付金	△1,720	03 後期高齢者医療事業	△9,000
										19 茨城県後期高齢者医療広域連合負担金	△1,720
								28 繰出金	△7,280	28 後期高齢者医療特別会計繰出金	△7,280
7 介護保険費	550,936	500	551,436				500	28 繰出金	500	04 介護保険特別会計繰出事業	500
計	3,098,180	△12,876	3,085,304	△9,238			△3,638			28 介護保険特別会計繰出金	500

(款) 3 民生費				(項) 2 児童福祉費							
1 児童福祉総務費	19,434	△5,005	14,429	△3,755			△1,250	20 扶助費	△5,005	03 家庭児童相談事業（政策）	△5,005
										20 母子生活支援施設措置費	△5,005
2 児童措置費	844,193	△36,987	807,206	△28,880			△8,107	20 扶助費	△36,987	02 児童扶養手当事業	△5,277
										20 児童扶養手当	△5,277
										05 児童手当事業	△28,350
										20 児童手当	△28,350
										06 母子父子福祉事業（政策）	△3,360
										20 高等職業訓練促進給付金	△3,360
4 児童福祉施設費	1,064,146	5,737	1,069,883	△15,627			21,364	19 負担金、補助及び交付金	△10,461	04 私立保育所事業（政策）	2,582
										19 保育対策総合支援事業費補助金	△9,741
										19 保育士確保対策補助金	△720
								20 扶助費	3,155	23 国庫補助金等返還金	13,043
								23 償還金、利子及び割引料	13,043	05 認定こども園事業	3,155
										20 施設等利用費（認定子ども園）	1,763
										20 施設等利用費（認可外保育施設）	1,392
5 児童館費	64,537	△1,125	63,412				△1,125	7 賃 金	△1,125	02 大塚児童館・ふれあいセンター管理運営事業	△1,125
計	2,495,776	△37,380	2,458,396	△48,262			10,882			7 臨時職員賃金	△1,125

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 母子保健事業費	46,678	△3,942	42,736				△3,942	13 委託料 23 償還金、利子及び割引料	△4,500 558	02 母子保健事業 13 妊婦・乳児健診委託 05 養育医療給付事業 23 国庫負担金等返還金	△4,500 △4,500 558 558
6 環境保全対策費	1,441,822	△10,872	1,430,950				△10,872	13 委託料 19 負担金、補助及び交付金	△7,592 △3,280	05 公害防止対策事業（政策） 13 河川水質等調査業務委託 13 臭気測定調査委託 09 一般廃棄物処理事業（政策） 13 家庭系一般廃棄物収集業務委託 19 霞台厚生施設組合負担金	△885 △418 △467 △9,987 △6,707 △3,280
計	2,080,935	△14,814	2,066,121				△14,814				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

2農業総務費	371,796	△1,600	370,196				△1,600	15 工 事 請 負 費	△1,600	02 農村公園維持管理事業 △1,600 15 遊具修理及び撤去工事 △1,600
3農業振興費	47,431	△133	47,298				△133	19 負担金、補助及び交付金	△133	06 園芸振興事業（政策） △133 19 食の安全・安心対策事業補助金 △61 19 園芸産地総合整備事業補助金 △72
4畜産振興費	10,587	△7,500	3,087	△2,500			△5,000	19 負担金、補助及び交付金	△7,500	03 畜産振興事業（政策） △7,500 19 家畜防疫予防事業推進補助金 △5,000 19 家畜排せつ物農外利用等促進事業補助金 △2,500
6水田農業対策費	31,361	△1,000	30,361				△1,000	19 負担金、補助及び交付金	△1,000	03 米政策推進事業（政策） △1,000 19 水田利活用推進事業助成金 △1,000
8農 地 費	153,046	△704	152,342	△818			114	13 委託料 19 負担金、補助及び交付金	△400 △304	08 農地維持・資源向上対策事業 △704 13 現地確認業務委託 △400 19 農地維持・資源向上対策交付金 △304
計	678,512	△10,937	667,575	△3,318			△7,619			

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 林業振興費	14, 139	△628	13, 511	△628				13 委託料	△500	02 林業振興事業 13 身近なみどり整備推進事業 委託 19 一般造林事業補助金	△628 △500 △128
								19 負担金、補助及び交付金	△128		
計	14, 139	△628	13, 511	△628							

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	404,336	27,331	431,667			27,883	△552	19 負担金、補助 及び交付金	27,331	10 企業立地促進事業（政策） 19 企業立地促進助成金	27,331 27,331
計	811,902	27,331	839,233			27,883	△552				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁維持費	217,371	△1,521	215,850				△1,521	7 賃金	△1,521	03 道路維持管理事業（政策） 7 臨時職員賃金	△1,521 △1,521
2 道路橋梁新設改良費	278,508	△93,760	184,748				△93,760	13 委託料	△55,360	05 市道整備事業（政策） 13 道路改良等設計委託 13 路線及び用地測量業務委託 13 開通式典業務委託 15 道路舗装補修工事 15 道路排水整備工事 17 道路敷取得費 22 物件等補償	△93,760 △8,000 △47,000 △360 △4,000 △15,000 △12,400 △7,000
								15 工事請負費	△19,000		
								17 公有財産購入費	△12,400		
								22 補償、補填 及び賠償金	△7,000		
計	495,879	△95,281	400,598				△95,281				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	910,652	△4,132	906,520		△1,900		△2,232	13 委託料	△650	04 都市計画調整事業（政策） 13 立地適正化計画策定及び都市計画マスタープラン改訂業務委託 09 神立駅周辺整備事業（政策） 19 神立駅西口自転車駐車場整備事業負担金	△650 △3,482 △3,482
								19 負担金、補助 及び交付金	△3,482		
2 公園費	17,682	△768	16,914				△768	13 委託料	△500	02 都市公園維持管理事業 13 公園等管理委託 14 土地借上料	△768 △500 △268

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
(2公 園 費)								14 使用料 及 び 賃借料	△268	
3街路事業 費	12,681	△1,691	10,990		△1,600		△91	13 委託料 15 工 事 請 負 費	△165 △1,526	03 街路整備事業（政策） 13 ポケットパーク整備実施設 計業務委託 15 ポケットパーク整備工事
計	941,015	△6,591	934,424		△3,500		△3,091			△165 △1,526

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	689,310	△3,485	685,825				△3,485	1 報酬 9 旅費 19 負担金、補助及び交付金	△375 △105 △3,005	03 常備消防事業 19 職員研修負担金 19 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金 04 常備消防事業（政策） 1 消防施設等整備検討委員報酬 9 委員等旅費 02 消防団運営事業 1 団員報酬 8 消防団員退職報償金 19 消防団員福祉共済掛金 △416 △2,589 △480 △375 △105
								1 報酬 8 報償費 19 負担金、補助及び交付金	△624 △3,210 △204	△4,038 △624 △3,210 △204
								13 委託料 18 備品購入費	△163 △340	02 消防車両整備事業（政策） 13 車載無線機・車両運用端末装置設置業務委託 18 高規格救急自動車 △163 △340
3 消防施設整備費	67,421	△503	66,918				△503	11 需用費 15 工事請負費	△1,306 △4,576	05 災害対策事業 11 修繕料 08 防災無線整備事業（政策） 15 防災行政無線デジタル化整備工事 △1,306 △4,576 △4,576
4 災害対策費	391,345	△5,882	385,463				△5,882			
計	1,213,648	△13,908	1,199,740			△3,210	△10,698			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

3 教育振興対策費	117,729	△3,250	114,479				△3,250	7 賃金	△1,435	07 学校支援員設置事業（政策） 7 学校支援員賃金 08 指導主事設置事業 19 派遣指導主事市町村負担金 △1,435 △1,815 △1,815
-----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------	------	--------	--

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
(3教育振興 対 策 費)								19 負担金 、補助 及 び 交付金	△1,815	
計	226,093	△3,250	222,843				△3,250			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 小学校管 理 費	318,217	3,016	321,233	624	4,300		△1,908	13 委託料 15 工 事 請 負 費	△2,000 5,016	06 小学校施設維持管理事業 13 学校管理委託 13 昇降機点検委託 13 施設警備委託 13 消防設備保守委託 07 小学校施設維持管理事業（政策 ） 13 学校施設長寿命化個別計画 書策定 15 霞ヶ浦南小学校施設空調設 備設置工事	△500 △100 △200 △100 △100 3,516 △1,500 5,016
2 小学校教 育振興費	61,762	67,495	129,257	33,297	34,100		98	13 委託料 15 工 事 請 負 費	900 66,595	07 小学校コンピューター設置事業 （政策） 13 校内通信ネットワーク整備 工事実施設計業務委託 15 校内通信ネットワーク整備 工事	67,495 900 66,595
3 小学校整 備 費	51,331	38,202	89,533	14,234	28,400		△4,432	13 委託料 15 工 事 請 負 費	△4,500 42,702	05 小学校施設耐震促進事業（政策 ） 13 小学校施設耐震補強及び耐 震対策設計業務委託 15 下稲吉東小学校屋内運動場 耐震対策工事 15 千代田中学校区統合小学校環境 整備事業（政策） 13 千代田中学校区統合小学校 施設整備設計等業務委託	42,202 △500 42,702 △4,000 △4,000
計	431,310	108,713	540,023	48,155	66,800		△6,242				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 中学校管 理 費	144,435	△2,072	142,363				△2,072	4 共済費 13 委託料	△572 △1,500	03 中学校管理運営事業（政策） 4 社会保険料	△572 △572
---------------	---------	--------	---------	--	--	--	--------	-----------------	----------------	------------------------------------	---------------------

(款) 10 教育費				(項) 3 中学校費				(単位 千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
(1 中学校管理費)										05 中学校施設維持管理事業（政策） 13 学校施設長寿命化個別計画書策定 △1,500 △1,500
2 中学校教育振興費	45,044	30,956	76,000	15,228	15,700		28	13 委託料 15 工事請負費	500 30,456	08 中学校コンピューター設置事業（政策） 13 校内通信ネットワーク整備工事実施設計業務委託 15 校内通信ネットワーク整備工事 500 30,456
3 中学校整備費	101,481	△500	100,981				△500	15 工事請負費	△500	07 霞ヶ浦中学校施設統合環境整備事業（政策） 15 霞ヶ浦中学校給食室改築工事 △500 △500
計	290,960	28,384	319,344	15,228	15,700		△2,544			

(款) 10 教育費				(項) 4 社会教育費							
1 社会教育 総 務 費	69,326	175	69,501				175	19 負担金、 補助 及 び 交付金	175	02 生涯学習推進事業 19 派遣社会教育主事市町村負担金 175	175
3 文化振興 費	31,660	△3,300	28,360		△11,800	11,800	△3,300	7 賃 金	△800	04 埋蔵文化財事業 7 埋蔵文化財試掘及び発掘調査賃金 18 文化財資料収納軽量棚 △800 △2,500	△3,300
								18 備 品 購入費	△2,500		
計	293,098	△3,125	289,973		△11,800	11,800	△3,125				

(款) 10 教育費				(項) 5 保健体育費							
1 保健体育 総 務 費	66,159	△1,500	64,659				△1,500	11 需用費	△1,500	04 市民ふれあいスポーツ推進事業 11 光熱水費	△1,500
2 体育施設 管 理 費	86,774	△2,500	84,274				△2,500	11 需用費 13 委託料	△400 △2,100	04 多目的運動広場管理運営事業 13 施設管理委託 05 戸沢公園運動広場管理運営事業 13 施設管理委託 06 第1常陸野公園管理運営事業 11 光熱水費 13 施設管理委託	△900 △900 △700 △700 △900 △400 △500
計	152,933	△4,000	148,933				△4,000				

(款) 12 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2利 子	148,802	△7,500	141,302				△7,500	23 償還金、利子及び割引料	△7,500	01 市債償還事業（利子） 23 地方債利子	△7,500 △7,500
計	2,260,284	△7,500	2,252,784				△7,500				

給 与 費 明 細 表

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計		
補 正 後	長 等	3		23,004	7,515 (3.35)	3,193	33,712	6,221	39,933
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	19,337	88,851
	その他の特別職	1,977	113,093				114,130	635	114,765
	計	1,996	165,713	23,004	24,409	3,193	217,356	26,193	243,549
補 正 前	長 等	3		23,004	7,515 (3.35)	3,193	33,712	6,221	39,933
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	19,337	88,851
	その他の特別職	1,977	114,130				114,130	635	114,765
	計	1,996	166,750	23,004	24,409	3,193	217,356	26,193	243,549
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職		△ 1,037						
	計		△ 1,037						

2 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	372		1,419,996	1,016,959	2,436,955	461,196	2,898,151
補正前	372		1,419,996	1,018,869	2,438,865	461,196	2,900,061
比 較				△ 1,910	△ 1,910		△ 1,910

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	44,665	337,745	238,286	19,168	25,215	65,169	3,629	46,967	2,150	35,057	7,209	187,728	2,625	1,346
	補正前	44,665	337,745	238,286	19,168	25,215	66,645	3,629	46,967	2,150	35,057	7,209	187,728	3,059	1,346
	比 較						△ 1,476							△ 434	

議案第9号

令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出から13,159千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,594,199千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 国 民 健 康 保 険 税		963,074	△2,039	961,035
	1 国 民 健 康 保 険 税	963,074	△2,039	961,035
6 繰 入 金		422,764	△4,376	418,388
	1 一 般 会 計 繰 入 金	422,764	△4,376	418,388
7 繰 越 金		1	19,574	19,575
	1 繰 越 金	1	19,574	19,575
歳 入 合 計		4,581,040	13,159	4,594,199

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 保 健 事 業 費		50,195	△6,415	43,780
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	32,850	△6,415	26,435
7 基 金 積 立 金		4	19,574	19,578
	1 基 金 積 立 金	4	19,574	19,578
歳 出 合 計		4,581,040	13,159	4,594,199

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	963,074	△2,039	961,035
2 使用料及び手数料	1,000	0	1,000
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	3,176,633	0	3,176,633
5 財産収入	4	0	4
6 繰入金	422,764	△4,376	418,388
7 繰越金	1	19,574	19,575
8 諸収入	17,563	0	17,563
歳入合計	4,581,040	13,159	4,594,199

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	48,222	0	48,222				
2 保 険 給 付 費	3,135,049	0	3,135,049				
3 国民健康保険事業費納付金	1,326,462	0	1,326,462				
4 共 同 事 業 拠 出 金	2	0	2				
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
6 保 健 事 業 費	50,195	△6,415	43,780				△6,415
7 基 金 積 立 金	4	19,574	19,578				19,574
8 諸 支 出 金	6,105	0	6,105				
9 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,581,040	13,159	4,594,199				13,159

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税 (項) 1 国民健康保険税 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2退職被保険者等 国民健康保険税	3,136	△2,039	1,097	1 医療給付費分 現年課税分	△1,287	現年課税分
				2 後期高齢者支援金 分現年課税分	△428	現年課税分
				3 介護納付金分 現年課税分	△324	現年課税分
計	963,074	△2,039	961,035			

(款) 6 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

1一般会計繰入金	422,764	△4,376	418,388	1一般会計繰入金	△4,376	国保財政安定化支援事業分 その他 保険基盤安定繰入金（支援分） 保険基盤安定繰入金（軽減分）	1,504 △845 △2,263 △2,772
計	422,764	△4,376	418,388				

(款) 7 繰越金 (項) 1 繰越金

1繰越金	1	19,574	19,575	1その他の繰越金	19,574	前年度繰越金
計	1	19,574	19,575			

3 歳 出										
(款) 6 保健事業費				(項) 1 特定健康診査等事業費						(単位 千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 特定健康 診査等事 業 費	32,850	△6,415	26,435				△6,415	13 委託料	△6,415	01 特定健康診査等事業 13 特定健康診査事業委託料
計	32,850	△6,415	26,435				△6,415			

(款) 7 基金積立金										
				(項) 1 基金積立金						
1 支払準備基金積立金	4	19,574	19,578				19,574	25 積立金	19,574	01 支払準備基金積立金事業 25 国保支払準備基金積立金
計	4	19,574	19,578				19,574			19,574

議案第10号

令和元年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和元年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,946千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ820,246千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		328,051	9,517	337,568
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	328,051	9,517	337,568
3 繰 入 金		486,246	△7,280	478,966
	1 一 般 会 計 繰 入 金	486,246	△7,280	478,966
4 繰 越 金		1	2,709	2,710
	1 繰 越 金	1	2,709	2,710
歳 入 合 計		815,300	4,946	820,246

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		809,966	2,237	812,203
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	809,966	2,237	812,203
3 諸 支 出 金		1,001	2,709	3,710
	1 償還金及び還付加算金	1,000	216	1,216
	2 繰 出 金	1	2,493	2,494
歳 出 合 計		815,300	4,946	820,246

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	328,051	9,517	337,568
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	486,246	△7,280	478,966
4 繰越金	1	2,709	2,710
5 諸収入	1,001	0	1,001
歳入合計	815,300	4,946	820,246

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	3,333	0	3,333				
2 後期高齢者医療広域連合納付金	809,966	2,237	812,203				2,237
3 諸 支 出 金	1,001	2,709	3,710				2,709
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	815,300	4,946	820,246				4,946

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料 (項) 1 後期高齢者医療保険料 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特 別 徴 収 保 険 料	214,786	13,745	228,531	1 現年度分特別徴収 保 険 料	13,745	現年度分
2 普 通 徴 収 保 険 料	113,265	△4,228	109,037	1 現年度分普通徴収 保 険 料	△4,917	現年度分
				2 滞納繰越分普通徴 収 保 険 料	689	滞納繰越分
計	328,051	9,517	337,568			

(款) 3 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

3 保険基盤安定繰入金	91,519	△7,280	84,239	1 保険基盤安定繰入 金	△7,280	保険基盤安定繰入金
計	486,246	△7,280	478,966			

(款) 4 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰 越 金	1	2,709	2,710	1 繰 越 金	2,709	繰越金
計	1	2,709	2,710			

3歳出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 後期高齢者医療広域連合納付金	809,966	2,237	812,203				2,237	19 負担金、補助及び交付金	2,237	01 後期高齢者医療広域連合納付事業 19 被保険者保険料等 19 保険基盤安定納付金	2,237 9,517 △7,280
計	809,966	2,237	812,203				2,237				

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 その他償還金	0	216	216				216	23 償還金、利子及び割引料	216	01 その他償還金事業 23 国庫補助金返還金
計	1,000	216	1,216				216			216 216

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰出金	1	2,493	2,494				2,493	28 繰出金	2,493	01 一般会計繰出事業 28 一般会計繰出金
計	1	2,493	2,494				2,493			2,493 2,493

議案第 1 1 号

令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和元年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 4, 7 5 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 5 7 9, 2 4 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		764, 220	469	764, 689
	1 介 護 保 険 料	764, 220	469	764, 689
3 国 庫 支 出 金		744, 974	8, 018	752, 992
	2 国 庫 補 助 金	172, 949	8, 018	180, 967
5 県 支 出 金		499, 331	1, 551	500, 882
	3 県 補 助 金	12, 252	1, 551	13, 803
7 繰 入 金		565, 631	500	566, 131
	1 一 般 会 計 繰 入 金	545, 319	500	545, 819
8 繰 越 金		5, 647	72, 816	78, 463
	1 繰 越 金	5, 647	72, 816	78, 463
9 諸 収 入		6, 883	1, 402	8, 285
	2 雑 入	6, 702	1, 402	8, 104
歳 入 合 計		3, 494, 488	84, 756	3, 579, 244

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		99,770	330	100,100
	1 総 務 管 理 費	74,729	330	75,059
2 保 険 給 付 費		3,272,278	250	3,272,528
	5 市 町 村 特 別 給 付 費	13,500	250	13,750
4 地 域 支 援 事 業 費		90,234	3,432	93,666
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	42,436	3,432	45,868
6 基 金 積 立 金		35	40,814	40,849
	1 基 金 積 立 金	35	40,814	40,849
7 諸 支 出 金		5,275	39,930	45,205
	3 繰 出 金	1	39,930	39,931
歳 出 合 計		3,494,488	84,756	3,579,244

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	764,220	469	764,689
2 使用料及び手数料	100	0	100
3 国庫支出金	744,974	8,018	752,992
4 支払基金交付金	892,108	0	892,108
5 県支出金	499,331	1,551	500,882
6 財産収入	34	0	34
7 繰入金	565,631	500	566,131
8 繰越金	5,647	72,816	78,463
9 諸収入	6,883	1,402	8,285
10 介護サービス収入	15,560	0	15,560
歳入合計	3,494,488	84,756	3,579,244

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	99,770	330	100,100	220			110
2 保 険 給 付 費	3,272,278	250	3,272,528	4,361			△4,111
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	90,234	3,432	93,666	1,171		1,402	859
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	16,895	0	16,895				
6 基 金 積 立 金	35	40,814	40,849				40,814
7 諸 支 出 金	5,275	39,930	45,205			39,930	
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,494,488	84,756	3,579,244	5,752		41,332	37,672

2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第 1 号被保険者保険料	764, 220	469	764, 689	1 現年度分特別徴収保険料	469	現年度分
計	764, 220	469	764, 689			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	13, 172	3, 437	16, 609	1 現 年 度 分	781	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)
				2 過 年 度 分	2, 656	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)
4 保険者機能強化推進交付金	1	4, 361	4, 362	1 保険者機能強化推進交付金	4, 361	保険者機能強化推進交付金
5 介護保険事業費補助金	374	220	594	1 介護保険事業費補助金	220	介護保険事業費補助金
計	172, 949	8, 018	180, 967			

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	6, 586	1, 551	8, 137	1 現 年 度 分	390	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)
				2 過 年 度 分	1, 161	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)
計	12, 252	1, 551	13, 803			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	6, 586	390	6, 976	1 現 年 度 分	390	地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)
5 その他一般会計繰入金	104, 052	110	104, 162	2 事 務 費 繰 入 金	110	事務費繰入金
計	545, 319	500	545, 819			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	5,647	72,816	78,463	1 繰 越 金	72,816	前年度繰越金
計	5,647	72,816	78,463			

(款) 9 諸収入

(項) 2 雑入

3 雑 入	6,700	1,402	8,102	1 雑 入	1,402	「食」の自立支援事業費負担金
計	6,702	1,402	8,104			

3 歳 出											
(款) 1 総務費				(項) 1 総務管理費						(単位 千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	74,729	330	75,059	220			110	13 委託料	330	02 一般管理事業	330
										13 介護保険システム改修委託	330
計	74,729	330	75,059	220			110				
(款) 2 保険給付費											
(項) 5 市町村特別給付費											
1 市町村特別給付費	13,500	250	13,750	4,361			△4,111	19 負担金、補助及び交付金	250	02 市町村特別給付事業（政策）	250
										19 市町村特別給付費	250
計	13,500	250	13,750	4,361			△4,111				
(款) 4 地域支援事業費											
(項) 3 包括的支援事業・任意事業費											
3 任意事業費	17,942	3,432	21,374	1,171		1,402	859	13 委託料	3,432	01 任意事業	3,432
										13 「食」の自立支援事業委託	3,432
計	42,436	3,432	45,868	1,171		1,402	859				
(款) 6 基金積立金											
(項) 1 基金積立金											
1 介護給付費準備基金積立金	35	40,814	40,849				40,814	25 積立金	40,814	01 介護給付費準備基金積立事業	40,814
										25 介護給付費準備基金積立金	40,814
計	35	40,814	40,849				40,814				
(款) 7 諸支出金											
(項) 3 繰出金											
1 一般会計繰出金	1	39,930	39,931			39,930		28 繰出金	39,930	01 一般会計繰出事業	39,930
										28 一般会計繰出金	39,930
計	1	39,930	39,931			39,930					

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表（新規制定条例及び廃止条例は除く。）

かすみがうら市行政組織条例 新旧対照表

改正前	改正後
(部の事務分掌) 第3条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) 市長公室 ア～カ （略） (2)～(4) （略） (5) 都市産業部 ア 農業、林業及び水産業に関すること。 <u>イ 商業及び工業に関すること。</u> <u>ウ 労政に関すること。</u> <u>エ</u> 観光に関すること。 <u>オ</u> 都市計画に関すること。 <u>カ</u> 開発に関すること。 <u>キ</u> 公園緑地に関すること。 <u>ク</u> 建築指導に関すること。 <u>ケ</u> 土地区画整理に関すること。 (6) （略）	(部の事務分掌) 第3条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) 市長公室 ア～カ （略） <u>キ 商業及び工業に関すること。</u> <u>ク 労政に関すること。</u> (2)～(4) （略） (5) 都市産業部 ア 農業、林業及び水産業に関すること。 <u>イ</u> 観光に関すること。 <u>ウ</u> 都市計画に関すること。 <u>エ</u> 開発に関すること。 <u>オ</u> 公園緑地に関すること。 <u>カ</u> 建築指導に関すること。 <u>キ</u> 土地区画整理に関すること。 (6) （略） <u>附 則</u> <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u>

かすみがうら市印鑑条例 新旧対照表

改正前	改正後
(登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のい	(登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のい

いずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 年齢15歳未満の者 <u>(2) 成年被後見人</u>	いずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 年齢15歳未満の者 <u>(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u>
(印鑑の登録) 第6条 市長は、前条の規定により確認をしたときは、印影のほかに次に掲げる事項を印鑑登録原票に登録するものとする。 (1) 及び(2) (略) (3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。))がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。))に係る住民票に<u>通称が記録</u>されている場合にあつては氏名及び当該通称) (4)～(8) (略) 2 (略)	(印鑑の登録) 第6条 市長は、前条の規定により確認をしたときは、印影のほかに次に掲げる事項を印鑑登録原票に登録するものとする。 (1) 及び(2) (略) (3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。))がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。))に係る住民票に<u>通称の記載が</u>されている場合にあつては氏名及び当該通称) (4)～(8) (略) 2 (略)
(印鑑登録の抹消) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る印鑑の登録を抹消するものとする。 (1) 及び(2) (略) (3) <u>後見開始の審判の通知を受けた</u>とき。 (4) 及び(5) (略) 2 (略)	(印鑑登録の抹消) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る印鑑の登録を抹消するものとする。 (1) 及び(2) (略) (3) <u>意思能力を有しない者となった</u>とき。 (4) 及び(5) (略) 2 (略)
	<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市印鑑条例の規定は、令和元年12月14日から適用する。</u>

かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(事前協議) 第7条 事業を行おうとする事業主等は、事業の許可を受ける前に、規則で定めるところにより、あらかじめ当該事業の計画について市長と協議しなければならない。	(事前協議) 第7条 事業を行おうとする事業主等は、事業の許可を受ける前に、規則で定めるところにより、あらかじめ当該事業の計画について市長と協議しなければならない。<u>ただし、第8条第3項に規定する手続を経た事業主等は、この限りでない。</u>
(事業の許可) 第8条 事業区域の面積が5,000平方メートル未満である事業を行おうとする事業主等は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。 (1) 事業区域内において発生した土砂等のみを用いて行われる事業 (2) 国、地方公共団体又は規則で定める公共的団体等が行う事業 (3) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定める事業。ただし、農地法(昭和27年法律第229号)第4条又は第5条の規定による許可又は届出に係る事業及び自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項又は第33条第1項の規定による許可又は届出に係る事業を除く。 (4) 土地所有者若しくは土地を利用する者が、改良土を除いた土砂等により、自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う面積が1,000平方メートル未満の事業。ただし1,000平方メートル未満の土地の埋立て等であっても、当該埋立て等区域の土地に隣接する土地において、当該土地の埋立て等を行う日前	(事業の許可) 第8条 事業区域の面積が5,000平方メートル未満である事業を行おうとする事業主等は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。 (1) 事業区域内において発生した土砂等のみを用いて行われる事業 (2) 国、地方公共団体又は規則で定める公共的団体等が行う事業 (3) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定める事業。ただし、農地法(昭和27年法律第229号)第4条又は第5条の規定による許可又は届出に係る事業及び自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項又は第33条第1項の規定による許可又は届出に係る事業を除く。 (4) 土地所有者若しくは土地を利用する者が、改良土を除いた土砂等により、自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う面積が1,000平方メートル未満の事業。ただし1,000平方メートル未満の土地の埋立て等であっても、当該埋立て等区域の土地に隣接する土地において、当該土地の埋立て等を行う日前

1年以内に土地の埋立て等が行われ、又は現に行われている場合、若しくは当該埋立て等区域の土地内で土地の埋立て等が行われ、又は現に行われている場合は、当該埋立て等区域と合算した面積が1,000平方メートル以上となるものは除く。 (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事業 2 前項の許可を受けようとする事業主等 <u>(以下「申請者」という。)</u>は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(11) (略)	1年以内に土地の埋立て等が行われ、又は現に行われている場合、若しくは当該埋立て等区域の土地内で土地の埋立て等が行われ、又は現に行われている場合は、当該埋立て等区域と合算した面積が1,000平方メートル以上となるものは除く。 (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事業 2 前項の許可を受けようとする事業主等は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(11) (略) <u>3 前項の規定にかかわらず、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による許可を受けて、市街化区域内又は同法第12条の4第1項第1号の規定による地区計画の区域内において行う事業について第1項の許可を受けようとする事業主等は、前項各号に掲げる事項を記載した申請書に都市計画法第35条第2項の規定による開発許可の通知の文書並びに規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。</u>
(周辺関係者等の同意) 第9条 <u>申請者</u>は、規則で定めるところにより、周辺関係者及び事業主でない事業区域の土地の所有者に対し、前条第2項第1号から第10号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。	(周辺関係者等の同意) 第9条 <u>前条第1項の許可を受けようとする事業主等(以下「申請者」という。)</u>は、規則で定めるところにより、周辺関係者及び事業主でない事業区域の土地の所有者に対し、前条第2項第1号から第10号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和2年7月1日から施行す</u>

	<u>る。</u> <u>(経過措置)</u> 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のかすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定により着手している土地の埋立て等については、なお従前の例による。
--	--

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後								
<u>かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例</u>	<u>かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例</u>								
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、かすみがうら市交流センター(以下「交流センター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、かすみがうら市交流センター(以下「交流センター」という。) <u>及び交流センターに附属する施設(以下「附属施設」という。)</u> の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。								
(設置) 第2条 本市の観光案内及び物産、催事等に関する情報の提供並びに本市を訪れる観光客の利便を図ることにより、観光の振興を推進するとともに、観光交流施設として、市民及び観光客の交流促進と、農水産物等の地場産品の消費拡大を図り、農山漁村の活性化と地域の振興に資するため、交流センターを設置する。	(設置) 第2条 本市の観光案内及び物産、催事等に関する情報の提供並びに本市を訪れる観光客の利便を図ることにより、観光の振興を推進するとともに、観光交流施設として、市民及び観光客の交流促進と、農水産物等の地場産品の消費拡大を図り、農山漁村の活性化と地域の振興に資するため、交流センター <u>及び附属施設</u> を設置する。								
(名称及び位置) 第3条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第3条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。								
<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>かすみがうら市交流センター</td><td>かすみがうら市坂4784番地先</td></tr> </table>	名称	位置	かすみがうら市交流センター	かすみがうら市坂4784番地先	<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>かすみがうら市交流センター</td><td>かすみがうら市坂4784番地先</td></tr> </table>	名称	位置	かすみがうら市交流センター	かすみがうら市坂4784番地先
名称	位置								
かすみがうら市交流センター	かすみがうら市坂4784番地先								
名称	位置								
かすみがうら市交流センター	かすみがうら市坂4784番地先								

	<u>2 附属施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> <table> <tr> <th><u>名称</u></th><th><u>位置</u></th></tr> <tr> <td><u>歩崎棧橋</u></td><td><u>かすみがうら市坂地 先霞ヶ浦湖岸</u></td></tr> <tr> <td><u>古民家江口屋</u></td><td><u>かすみがうら市坂89 5番地1</u></td></tr> </table>	<u>名称</u>	<u>位置</u>	<u>歩崎棧橋</u>	<u>かすみがうら市坂地 先霞ヶ浦湖岸</u>	<u>古民家江口屋</u>	<u>かすみがうら市坂89 5番地1</u>
<u>名称</u>	<u>位置</u>						
<u>歩崎棧橋</u>	<u>かすみがうら市坂地 先霞ヶ浦湖岸</u>						
<u>古民家江口屋</u>	<u>かすみがうら市坂89 5番地1</u>						
(施設) 第4条 交流センター<u>に、次の施設を設ける。</u> (1) 直売所 (2) 食堂 (3) 調理実習室 (4) シャワー室	(施設の種類) 第4条 交流センター<u>の施設の種類は、次のとおりとする。</u> (1) 直売所 (2) 食堂 (3) 調理実習室 (4) シャワー室						
	<u>(附属施設の種類)</u> <u>第5条 歩崎棧橋の施設の種類は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 係留棧橋</u> <u>(2) 多目的棧橋</u> <u>2 古民家江口屋の施設の種類は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 宿泊室(和室A・B)</u> <u>(2) 宿泊室(洋室A・B)</u> <u>(3) 共用スペース</u> <u>(4) 浴室</u>						
(事業) <u>第5条 交流センターは、次に掲げる事業を行う。</u> (1) 市産農水産物等を加工した飲食物の提供に関する事業 (2) 地場産品等の販売及び展示に関する事業 (3) 観光振興に関する事業	(事業) <u>第6条 交流センター及び附属施設は、次に掲げる事業を行う。</u> (1) 市産農水産物等を加工した飲食物の提供に関する事業 (2) 地場産品等の販売及び展示に関する事業 (3) 観光振興<u>及び産業振興</u>に関する事業 <u>(4) 体験型観光に関する事業</u> <u>(5) 移住及び定住の促進に関する事業</u> <u>(6) コミュニティーの推進に関する事業</u>						

(4) 前各号に掲げるもののほか、その他交流センターの目的を達成するために必要な事業	(7) 前各号に掲げるもののほか、交流センター及び附属施設の目的を達成するために必要な事業
(利用時間及び休業日) 第6条 交流センターの利用時間は及び休業日は、規則で定める。	(利用時間及び休業日) 第7条 交流センター及び附属施設の利用時間及び休業日は、規則で定める。
(使用の許可) 第7条 第4条(第4号を除く。)の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は、前項の許可をする場合において、公益の必要又は施設の保全に支障があると認めるときは、必要な条件を付することができる。	(使用の許可) 第8条 第4条第1項第3号及び第5条(第1項第1号及び第2項第4号を除く。)の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は、前項の許可をする場合において、公益の必要又は施設の保全に支障があると認めるときは、必要な条件を付することができる。
(使用許可の取消し等) 第8条 市長は、前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、若しくは変更し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去させることができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (3) 施設及び設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、交流センターの管理運営上支障があると認められるとき。	(使用許可の取消し等) 第9条 市長は、前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、若しくは変更し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去させることができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (3) 施設及び設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、交流センター又は附属施設の管理運営上支障があると認められるとき。
	(行為の禁止) 第10条 何人も、交流センター又は附属施設

	<u>においては、次に掲げる行為をしてはならない。</u> (1) <u>施設の機能を妨げ、又は施設を損傷し、若しくは汚損すること。</u> (2) <u>無断で附属施設に立ち入ること。</u> (3) <u>その他市長が施設の管理上支障があると認める行為をすること。</u>
(入館の制限) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、<u>センターへの入館</u>を拒否し、又は<u>センターからの退館</u>を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者 (2) 感染症の疾患を有する者 (3) 泥酔している者 (4) その他市長が管理上支障があると認める者	(入館<u>及び入場</u>の制限) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、<u>交流センター若しくは附属施設への入館若しくは入場</u>を拒否し、又は<u>交流センター若しくは附属施設からの退館若しくは退場</u>を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者 (2) 感染症の疾患を有する者 (3) 泥酔している者 (4) その他市長が管理上支障があると認める者
(使用料) 第10条 使用者は、<u>かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例(平成28年かすみがうら市条例第43号。以下「使用料条例」という。)</u>又は別表に定める使用料を市長に納付しなければならない。	(使用料) 第12条 使用者は、別表に定める使用料を市長に納付しなければならない。
<u>(使用料の減免)</u> 第11条 <u>前条の規定による別表に掲げる使用料の減免は、使用料条例の規定を準用する。</u>	<u>(使用料の減免)</u> 第13条 <u>次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、使用者の申請に応じ、前条の規定による別表に掲げる使用料を免除し、又はその2分の1の額を減額することができる。</u> (1) <u>免除することができる基準</u> <u>ア 市の機関が主催し、行政施策及び事務事業の遂行のために利用するとき。</u> <u>イ 市以外の官公署が、市政に関連した</u>

	<u>目的により利用するとき。</u> <u>ウ 市内の各種団体が、市の行政活動への協力を目的として利用するとき。</u> <u>(2) 減額することができる基準</u> <u>ア 市の機関が後援、協力又は協賛するとき。</u> <u>2 市長は、第1項に定める場合のほか、同項各号に掲げる基準に相応する特別の理由があると認めるときは、前項の規定に準じ使用料を免除し、又は減額することができる。</u> <u>3 前項までの規定により算出して得た1件あたりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、この端数金額を切り捨てるものとする。</u>
	<u>(営利を目的とする場合の使用料の割増)</u> <u>第14条 指定管理者以外の者が営利を目的として使用することができる施設における当該使用に係る使用料は、前2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u> <u>(1) 個人又は団体が営利を目的として使用する場合 第12条に規定する使用料の2倍の額</u> <u>(2) 前号の場合において、物品等の販売、入場料の徴収等を行う場合 第12条に規定する使用料の5倍の額</u> <u>(3) 前2号に掲げる場合のほか、使用者のうち一部の者が当該使用における他の使用者から報酬(これに類するものを含む。)を徴収する場合 前2号との権衡を考慮し規則で定める額</u>
(使用料の返還) 第12条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。	(使用料の返還) 第15条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、交流センターの施設等を利用することができないとき。 (2) 交流センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。 (3) 市長が相当の理由があると認めたとき。	(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、交流センター又は附属施設の施設等を利用することができないとき。 (2) 交流センター又は附属施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。 (3) 市長が相当の理由があると認めたとき。
(遵守事項) 第13条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 交流センターを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。 (2) 交流センターを目的外に使用しないこと。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指示した事項	(遵守事項) 第16条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 交流センター又は附属施設を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。 (2) 交流センター及び附属施設を目的外に使用しないこと。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指示した事項
(原状回復の義務) 第14条 使用者は、交流センターの使用を終了したとき、又は第8条の規定により使用許可を取り消され、若しくは退去したときは、市長の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。	(原状回復の義務) 第17条 使用者は、交流センター若しくは附属施設の使用を終了したとき、又は第9条の規定により使用許可を取り消され、若しくは退去したときは、市長の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。
(損害賠償) 第15条 使用者及び交流センターを利用する者は、故意又は過失により交流センターの建物、備品その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。	(損害賠償) 第18条 使用者及び交流センター又は附属施設を利用する者は、故意又は過失により交流センター又は附属施設の建物、備品その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。
(指定管理者による管理) 第16条 交流センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その	(指定管理者による管理) 第19条 交流センター及び附属施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定に

他の団体であって、市長が指定するもの (以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。	より、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
(指定管理者が行う業務) 第17条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 交流センターの施設及び付帯設備の維持管理に関する業務 (2) 食堂の運営に関する業務 (3) 直売所の運営に関する業務 (4) 調理実習室の使用許可及び運営に関する業務 (5) 観光振興に関する業務 (6) 次条に定める利用料金の徴収、 免除 及び返還に関する業務 (7) その他市長が必要と認める業務	(指定管理者が行う業務) 第20条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 交流センターの施設及び付帯設備の維持管理に関する業務 (2) 食堂の運営に関する業務 (3) 直売所の運営に関する業務 (4) 調理実習室の使用許可及び運営に関する業務 (5) 歩崎棧橋の使用許可及び運営に関する業務 (6) 古民家江口屋の使用許可及び運営に関する業務 (7) 観光振興に関する業務 (8) 次条に定める利用料金の徴収、 減免 及び返還に関する業務 (9) その他市長が必要と認める業務
(利用料金制) 第18条 市長は、 第16条 の規定により交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、交流センターの使用に係る使用料(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができる。	(利用料金制) 第21条 市長は、 第19条 の規定により交流センター 及び附属施設 の管理を指定管理者に行わせる場合は、交流センター 及び附属施設 の使用に係る使用料(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができる。 2 利用料金は、第12条の規定にかかわらず、別表に定める額を基準に、0.5を乗じて得た額から1.5を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定めるものとする。 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めるとき又は変更するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
(指定管理者による管理にあたっての 読み)	(指定管理者による管理にあたっての 読替)

替え)

第19条 第7条から第14条までの規定は、指定管理者による管理を行う場合について準用する。この場合において、**第7条中「第4条の施設」**とあるのは「調理実習室」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、**第8条及び第9条**中「市長」とあるのは「指定管理者」と、**第10条見出しにおいて「使用料」**とあるのは「利用料金」と、**第10条中「使用料を市長に」**とあるのは「利用料金を指定管理者に」と、**第11条**(見出しを含む。)中「使用料の減免」とあるのは「利用料金の減免」と、**第12条**(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市長が相当の理由があると認めたとき」とあるのは「指定管理者が相当の理由があると認め、市長の承認を得たとき」と、**第13条**中「市長」とあるのは「指定管理者」と、**第14条中「市長」**とあるのは「指定管理者」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

え)

第22条 第8条から第17条までの規定は、指定管理者による管理を行う場合について準用する。この場合において、**第8条中「第4条第1項第3号及び第5条(第2項第4号を除く。)」の施設」**とあるのは「調理実習室、係留桟橋、多目的桟橋、宿泊室(和室)、宿泊室(洋室)及び共用スペース」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、**第9条から第11条までの規定**中「市長」とあるのは「指定管理者」と、**第12条の見出し中「使用料」**とあるのは「利用料金」と、**同条中「使用料を市長に」**とあるのは「利用料金を指定管理者に」と、**第13条**(見出しを含む。)中「使用料の減免」とあるのは「利用料金の減免」と、「**市長は、第1項に定める場合のほか、同項各号に掲げる基準に相応する特別の理由があると認めるとき」とあるのは「指定管理者は、第1項に定める場合のほか、同項各号に掲げる基準に相応する特別の理由があると認め、市長の承認を得たとき」と、第14条の見出し中「使用料」**とあるのは「利用料金」と、**同条中「使用料は」**とあるのは「利用料金は」と、「**第12条に規定する使用料」**とあるのは「**第21条第2項の規定により指定管理者が定める利用料金」**と、**第15条**(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市長が相当の理由があると認めたとき」とあるのは「指定管理者が相当の理由があると認め、市長の承認を得たとき」と、**第16条**中「市長」とあるのは「指定管理者」と、**第17条中「市長」**とあるのは「指定管理者」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任) 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。			(委任) 第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		
別表(第10条関係)			別表(第12条関係)		
区分	使用料	備考	区分	使用料	備考
<u>シャワー室</u>	<u>15分当たり200円</u>		<u>調理実習室</u>	<u>市内に住所を有する者</u> 240 円	<u>1 時間当たり</u>
				<u>上記以外の者</u> 360 円	<u>1 時間当たり</u>
			<u>シャワー室</u>	200 円	<u>15 分当たり</u>
			<u>歩崎栈橋</u>	<u>貸切による使用の場合</u> 2,000 円	<u>4 時間未満</u>
				4,000 円	<u>4 時間以上 8 時間未満</u>
				<u>上記以外の場合</u> 500 円	<u>係留 1 回 1 艇当たり</u>
			古民家江口屋		
			<u>宿泊室(和室A・B、洋室A・B)</u>	<u>市内に住所を有する者</u> 大人 5,000 円 小人 3,000 円	<u>1 泊 1 人当たり</u>
				<u>上記以外の者</u> 大人 7,500 円 小人 4,500 円	<u>1 泊 1 人当たり</u>
			<u>宿泊貸切</u>	16,000 円	<u>宿泊室の使用料に加算するものとする。</u>

	<u>る者</u>		
	<u>上記</u>		
	<u>以外</u>	<u>24,000 円</u>	
	<u>の者</u>		
共用 ス ペ ー ス	<u>市内</u>		
	<u>に住</u>		
	<u>所を</u>	<u>800 円</u>	<u>1 時間当たり</u>
	<u>有す</u>		
	<u>る者</u>		
	<u>上記</u>		
	<u>以外</u>	<u>1,200 円</u>	<u>1 時間当たり</u>
	<u>の者</u>		
浴室			<u>1 回 1 人当たり</u>
		<u>大人 220 円</u>	<u>(宿泊に伴う</u>
		<u>小人 110 円</u>	<u>使用の場合</u>
			<u>は、1 泊 1 人当</u>
			<u>たり)</u>
備考			
1 <u>調理実習室若しくは古民家江口屋の共用</u>			
<u>スペースを団体が使用する場合又は古民</u>			
<u>家江口屋を団体が宿泊貸切により使用す</u>			
<u>る場合の区分は、当該使用の申請を行う者</u>			
<u>の区分によるものとする。</u>			
2 <u>「小人」とは、小学生以下の者をいう。</u>			
3 <u>乳児(1 歳に満たない者をいう。)の使用</u>			
<u>料は、無料とする。</u>			

かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(附則第2項関係)

<u>改正前</u>	<u>改正後</u>
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
(1)～(22) (略)	(1)～(22) (略)
(23) <u>かすみがうら市交流センターの設置</u>	(23) <u>かすみがうら市交流センター等の設</u>
<u>及び管理に関する条例</u> (平成27年かすみ	<u>置及び管理に関する条例</u> (平成27年かす
がうら市条例第5号)	みがうら市条例第5号)
(24)～(36) (略)	(24)～(36) (略)

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(附則第3項関係)

改正前				改正後			
(適用施設) 第2条 この条例の適用を受ける公の施設は、次の各号に掲げる条例の適用を受ける施設とする。ただし、第16号の適用においては、社会体育の振興を図るため、教育委員会規則で定めるところにより学校施設及び設備を市民等の使用に供する場合に限る。 (1)～(9) (略)				(適用施設) 第2条 この条例の適用を受ける公の施設は、次の各号に掲げる条例の適用を受ける施設とする。ただし、第16号の適用においては、社会体育の振興を図るため、教育委員会規則で定めるところにより学校施設及び設備を市民等の使用に供する場合に限る。 (1)～(9) (略)			
<u>(10) かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例(平成27年かすみがうら市条例第5号)</u>							
<u>(11)～(16)</u> (略)				<u>(10)～(15)</u> (略)			
別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係) 貸切り使用料				別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係) 貸切り使用料			
施設名等	区分	1時間あたり使用料		施設名等	区分	1時間あたり使用料	
		市内	市外			市内	市外
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
あゆみ庵	(略)	(略)	(略)	あゆみ庵	(略)	(略)	(略)
<u>交流センター</u>	<u>調理実習室</u>	<u>240円</u>	<u>360円</u>	霞ヶ浦公民館	(略)	(略)	(略)
霞ヶ浦公民館	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)				

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----

(名称及び位置)	(名称及び位置)														
第2条 (略)	第2条 (略)														
2 博物館に次の施設を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。	2 博物館に次の施設を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かすみがうら市歴史博物館研修施設</td><td>かすみがうら市坂1029番地1</td></tr> <tr> <td>かすみがうら市歴史博物館帆引き船展示施設</td><td>かすみがうら市坂1029番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	かすみがうら市歴史博物館研修施設	かすみがうら市坂1029番地1	かすみがうら市歴史博物館帆引き船展示施設	かすみがうら市坂1029番地1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かすみがうら市歴史博物館研修施設</td><td>かすみがうら市坂1029番地1</td></tr> <tr> <td>かすみがうら市歴史博物館帆引き船展示施設</td><td>かすみがうら市坂1029番地1</td></tr> <tr> <td><u>かすみがうら市歴史博物館収蔵施設</u></td><td><u>かすみがうら市安食2235番地</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	かすみがうら市歴史博物館研修施設	かすみがうら市坂1029番地1	かすみがうら市歴史博物館帆引き船展示施設	かすみがうら市坂1029番地1	<u>かすみがうら市歴史博物館収蔵施設</u>	<u>かすみがうら市安食2235番地</u>
名称	位置														
かすみがうら市歴史博物館研修施設	かすみがうら市坂1029番地1														
かすみがうら市歴史博物館帆引き船展示施設	かすみがうら市坂1029番地1														
名称	位置														
かすみがうら市歴史博物館研修施設	かすみがうら市坂1029番地1														
かすみがうら市歴史博物館帆引き船展示施設	かすみがうら市坂1029番地1														
<u>かすみがうら市歴史博物館収蔵施設</u>	<u>かすみがうら市安食2235番地</u>														

かすみがうら市旧学校体育施設条例 新旧対照表(附則第2項関係)

改正前	改正後																										
(名称及び位置)	(名称及び位置)																										
第2条 旧学校体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 旧学校体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧下大津小学校屋内体育施設</td><td>かすみがうら市加茂4469番地</td></tr> <tr> <td>旧牛渡小学校屋内体育施設</td><td>かすみがうら市牛渡2873番地</td></tr> <tr> <td>旧佐賀小学校屋内体育施設</td><td>かすみがうら市坂2039番地1</td></tr> <tr> <td><u>旧安飾小学校屋内体育施設</u></td><td><u>かすみがうら市安食2235番地</u></td></tr> <tr> <td>旧志土庫小学校屋内体育施設</td><td>かすみがうら市宍倉1594番地</td></tr> <tr> <td>旧宍倉小学校屋内体育施設</td><td>かすみがうら市宍倉5462番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	旧下大津小学校屋内体育施設	かすみがうら市加茂4469番地	旧牛渡小学校屋内体育施設	かすみがうら市牛渡2873番地	旧佐賀小学校屋内体育施設	かすみがうら市坂2039番地1	<u>旧安飾小学校屋内体育施設</u>	<u>かすみがうら市安食2235番地</u>	旧志土庫小学校屋内体育施設	かすみがうら市宍倉1594番地	旧宍倉小学校屋内体育施設	かすみがうら市宍倉5462番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧下大津小学校屋内体育施設</td><td>かすみがうら市加茂4469番地</td></tr> <tr> <td>旧牛渡小学校屋内体育施設</td><td>かすみがうら市牛渡2873番地</td></tr> <tr> <td>旧佐賀小学校屋内体育施設</td><td>かすみがうら市坂2039番地1</td></tr> <tr> <td>旧志土庫小学校屋内体育施設</td><td>かすみがうら市宍倉1594番地</td></tr> <tr> <td>旧宍倉小学校屋内体育施設</td><td>かすみがうら市宍倉5462番地</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	旧下大津小学校屋内体育施設	かすみがうら市加茂4469番地	旧牛渡小学校屋内体育施設	かすみがうら市牛渡2873番地	旧佐賀小学校屋内体育施設	かすみがうら市坂2039番地1	旧志土庫小学校屋内体育施設	かすみがうら市宍倉1594番地	旧宍倉小学校屋内体育施設	かすみがうら市宍倉5462番地
名称	位置																										
旧下大津小学校屋内体育施設	かすみがうら市加茂4469番地																										
旧牛渡小学校屋内体育施設	かすみがうら市牛渡2873番地																										
旧佐賀小学校屋内体育施設	かすみがうら市坂2039番地1																										
<u>旧安飾小学校屋内体育施設</u>	<u>かすみがうら市安食2235番地</u>																										
旧志土庫小学校屋内体育施設	かすみがうら市宍倉1594番地																										
旧宍倉小学校屋内体育施設	かすみがうら市宍倉5462番地																										
名称	位置																										
旧下大津小学校屋内体育施設	かすみがうら市加茂4469番地																										
旧牛渡小学校屋内体育施設	かすみがうら市牛渡2873番地																										
旧佐賀小学校屋内体育施設	かすみがうら市坂2039番地1																										
旧志土庫小学校屋内体育施設	かすみがうら市宍倉1594番地																										
旧宍倉小学校屋内体育施設	かすみがうら市宍倉5462番地																										

かすみがうら市農村公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例

かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(附則第2項関係)

改正前	改正後
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

(1)～(12) (略)	(1)～(12) (略)
<u>(13) かすみがうら市農村公園設置及び管理に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第115号)</u>	
<u>(14)～(36)</u> (略)	<u>(13)～(35)</u> (略)

令和２年かすみがうら市議会第１回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

令和２年３月３日提出

かすみがうら市

目 次

1. 報告第 4 号 専決処分事項の報告について	
〈損害賠償の額の決定及び和解〉	1～2

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月3日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

公用車による事故の損害賠償額決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年2月26日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による事故の損害賠償額決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和元年12月13日（金）午前10時
- 2 事故発生場所 稲吉東5－7－2地先
- 3 相 手 方 （住所）土浦市立田町1－20
（氏名）土浦警察署
- 4 事故の概要 駐車場を出て右折する際、「止まれ」の標識に公用車が接触し標識を倒してしまった。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - （1）損害賠償額 131,100円
 - （2）損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。

令和２年かすみがうら市議会第１回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

令和２年３月２４日提出

かすみがうら市

目 次

1. 諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について		1
------------	-------------------	-------	---

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 2 年 3 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

氏 名	生年月日	住 所
塚 本 忍		
飯 沼 禮 子		